

# 琉球大学後援等名義使用取扱要項

平成18年12月11日  
制 定

## (趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）が、本学以外の団体が行う公益的な事業又は行事（以下「事業等」という。）を後援、共催、協賛（以下「後援等」という。）することに関し、必要な事項を定める。

## (名義)

第2条 後援等について使用を許可する名義は、「国立大学法人琉球大学」又は「琉球大学」とする。

## (許可の基準)

第3条 学長は、事業等を主催する団体から後援等名義使用の申請があったときは、次の各項に掲げる基準により審査の上、これを許可するものとする。

### 2 事業等を主催する団体の基準

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校及び学校の連合体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる団体（ただし宗教法人は除く。）
- (4) その他、適当であると認める団体

### 3 事業等の主催者、役員及び関係者等の基準

- (1) 主催者の存在が明確であること。
- (2) 事業等を主催する団体の役員、その他関係者が信用し得る者であること。
- (3) 講習会等にあつては、その講師が事業内容に適当な者であること。

### 4 事業等内容の基準

- (1) 教育、学術、医療、文化、国際交流、芸術及びスポーツの普及向上に寄与するもの
- (2) 当該事業等の規模が広範囲にわたるものであることとし、原則として、市町村の一部の地域に限られたものは認めない。
- (3) 当該事業等の開催場所は、公衆衛生、災害防止について十分の設備措置が講じられていること。

5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については、許可しない。

- (1) 宗教的又は政治的目的をもつ活動又はこれらに類する活動のもの
- (2) 主として、営利を目的としたもの
- (3) その他、不相当と認めるもの

### **(申請の手続き)**

第4条 後援等名義使用の許可を受けようとする団体は、後援等許可申請書(様式第1号)又はこれに準ずる任意の書式の申請書を、原則として事業等を開始しようとする日の2週間前までに、学長に申請しなければならない。この場合、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の存在、基礎及び役員等を明らかにする書類
- (2) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類
- (3) その他参考となる書類

### **(使用の許可)**

第5条 学長は、後援等名義使用を許可したときは、当該申請団体に対し、後援等許可書(様式第2号)を交付するものとする。

### **(許可の条件)**

第6条 許可に際しては、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 許可を受けた団体は、申請当時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 許可を受けた団体は、事業等終了後は、直ちにその結果につき報告書(様式第3号)を提出すること。
- (3) 事業等を行うに当たっては、原則として大学は経費を負担支出しないこと。

### **(事務)**

第7条 後援等名義に関する事務は、総務部総務課において行う。

### **(改廃)**

第8条 この要項の改廃は、学長が行う。

## **附 則**

この要項は、平成18年12月11日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

後 援 等 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

国立大学法人琉球大学長 殿

団 体 名

代表者氏名

印

所 在 地

電 話 番 号

下記の行事を実施するにあたり、琉球大学の（後援・共催・協賛）について許可を申請します。

記

1. 事業の名称
2. 日 程
3. 開催場所
4. 趣旨及び目的
5. 他の主催，共催，後援等団体（予定を含む）
6. 参 加 者（対象者，予定参加者数）